

## 上告状の提出について

上告状を提出するにあたっては、以下の事項に御留意ください。

### 1 上告とは

控訴審の終局判決に対して不服のあるときには、法令違反を理由として上告をすることができます（全部勝訴した当事者を除く。）。松江地方裁判所がした控訴審判決に対し適法な上告がされた場合、広島高等裁判所で上告審の審理が行われます。上告審では、控訴審までの裁判資料に基づいて法律判断について審理が行われます（控訴審が判断した事実関係について争うことはできません。）。

### 2 上告状の提出先

上告状は、控訴審判決をした松江地方裁判所に提出してください。ただし、上告状のあて先は「広島高等裁判所」と記載してください。

### 3 上告状の提出期間

上告状は、判決正本を受領してから2週間以内に提出する必要があります。ただし、最終日が土日祝日又は年末年始（12月29日～1月3日）であるときは、その翌日（その翌日が土日等であれば更にその翌日）が最終日となります。

例1：平成31年4月2日に判決正本を受領した場合には、4月3日から14日目である4月16日（2週間の最終日）までが上告状の提出期間となる。

例2：令和元年12月15日に判決正本を受領した場合には、例1と同様に計算して、14日目は12月29日となるが、これが年末年始、1月3日の翌日及び翌々日が土日に当たるので、令和2年1月6日までが上告状の提出期間となる。

### 4 上告手数料

手数料額は、原則として不服申立ての金額から算出される第一審での訴え提起手数料の2倍です。手数料額を収入印紙で上告状とともに提出してください。なお、手数料額の計算にあたっては担当書記官に御相談いただくことをお勧めします。

### 5 予納郵便切手

裁判所にお問い合わせください。

なお、郵便料の現金予納も可能ですので、ご希望の方は裁判所にお問い合わせください。

### 6 提出する部数

上告状は、同じものを作成し、相手方の数+1部（1部は裁判所用）を提出してください（控訴審で複数の相手方に共通の代理人が選任されていた場合でも、まず上告状は相手方本人にそれぞれ送達するからです。）。

### 7 上告理由書

上告が適式であれば、松江地方裁判所から上告提起通知書が送達されます。上告提起通知書が送達された日から50日以内に上告理由書を松江地方裁判所に提出してください。50日以内に上告理由書の提出がない場合、上告却下決定がされることとなります（詳しくは、送達される上告提起通知書をご覧ください。）。